

釧路市森林整備対策推進事業補助金交付要綱

第1 趣旨

この要綱は、低迷する木材価格など近年の林業をとりまく厳しい諸情勢のなか、林業生産活動の活性化および森林所有者の経営意欲の増進を図り、森林環境譲与税を財源とした計画的な森林整備と適正な森林機能の向上を目的とする森林整備対策推進事業の実施について、釧路市林業振興条例（平成17年10月11日付釧路市条例第183号。以下「条例」という。）、釧路市林業振興条例施行規則（平成17年10月11日付釧路市規則第202号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の内容

市長は、市内の森林を対象に、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日13林整整第885号林野庁長官通知。）等に基づき北海道が当該年度内に交付決定を行った造林関係事業のうち、別表に定める事業及び要件を満たす者に対し、当該事業に要する経費の一部について森林環境整備基金を財源とする予算の範囲内で補助するものとする。

第3 事業主体

本事業に定める事業主体は、第2に定める造林関係事業を実施し北海道から補助金交付決定を受けた者のうち、大企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に該当しないもの）に該当しない者とする。

第4 補助金額

別表に定める補助基本額を補助対象経費とし、補助金額は補助対象経費に補助率を乗じた額とする。

第5 実施計画

事業を実施しようとする者は、実施計画書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

第6 配分通知

市長は、別記第1号の事業計画の提出があった場合は、予算の範囲内で配分を行い、配分通知を行う。

第7 補助金交付申請

補助金交付申請をしようとする者は、第2の規定により北海道が認めた後（交付決定通知後）、下記の書類を速やかに提出するものとする。

- (1) 補助金等交付申請書（別記第2号様式）
- (2) 事業計画書（別記第3号様式）
- (3) 事業実績書（別記第4号様式）
- (4) 納税対応状況申出書（別記第5号様式）
- (5) 第2に定める事業に係る書類で、別に定める書類

第8 実績報告

市長は、第7に定める書類が提出されたときは、規則第4条の規定による報告がされたものとみなす。

第9 竣工検査

市長は、申請内容について審査を行い、別記第5号様式の検査調書を作成する。

第10 補助金の交付決定

市長は、第7に定める補助金交付申請の適否について、申請者へ通知する

第11 補助金の返還等

補助金の交付決定を受けた者は、補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途へ転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し、または賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む）する行為又は補助事業施行地上の立木の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ市長にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければならないものとする。

ただし、公用、公共用および天災地変その他、やむを得ない事由による場合は、補助金相当額の返還の減免について市長と協議することができる。

第12 雑則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別途定める。

附則

1. この要領は令和3年4月1日から施行する。

附則

1. この要領は令和7年4月1日から施行する。